

令和6年 第3回国東市議会定例会 提出議案

報告 第10号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 1
報告 第11号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 3
報告 第12号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 4
報告 第13号	債権放棄の報告について	P 5
認定 第1号	令和5年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 7
認定 第2号	令和5年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 8
認定 第3号	令和5年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 9
認定 第4号	令和5年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 10
認定 第5号	令和5年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 11
認定 第6号	令和5年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 12
認定 第7号	令和5年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 13
認定 第8号	令和5年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 14
認定 第9号	令和5年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 15
認定 第10号	令和5年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 16
議案 第46号	令和6年度国東市一般会計補正予算(第2号)	P 17
議案 第47号	令和6年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第1号)	P 18
議案 第48号	令和6年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P 19

議案 第 49 号	令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号 介護サービス事業勘定第 1 号）	P 2 0
議案 第 50 号	令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 1
議案 第 51 号	令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 2
議案 第 52 号	令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 3
議案 第 53 号	令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 4
議案 第 54 号	令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 5
議案 第 55 号	国東市手数料条例の一部改正について	P 2 6
議案 第 56 号	国東市立学校設置条例の一部改正について	P 2 7
議案 第 57 号	国東市国民健康保険条例の一部改正について	P 2 8
議案 第 58 号	国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 2 9
議案 第 59 号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	P 3 1
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 2
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 3

報告 4 件  
 認定 10 件  
 議案 14 件  
諮問 2 件  
 計 30 件

報告第 10 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 8 日

国東市長 松 井 督 治

記

### 1. 事件の内容

令和 6 年 6 月 18 日午後 3 時頃、国東市国見町中 1380 番地 1 において、市職員が草刈り作業をしていたところ、刈払機からの飛び石により、国道 213 号を走行していた車両のドアガラスを破損させたもの。

### 2. 損害賠償の額 143,495 円

### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、143,495 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 4. 和解の相手方

報告第 11 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の  
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 5	—
(13. 05) [△4. 37]	(18. 05) [△15. 02]	(25. 0)	(350. 0) [△100. 8]

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そこで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 12 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の  
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率

(単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業特別会計	— 〔△ 51.8〕	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。
工業用水道事業特別会計	— 〔△ 309.4〕	2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 20.0%。
市民病院事業特別会計	— 〔△ 22.0〕	3 そこで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
下水道事業特別会計	— 〔△ 39.8〕	
農業集落排水事業特別会計	— 〔△ 467.0〕	

報告第 13 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和5年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課	債権名	放棄理由										合計		
		第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号		
		「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」		
		件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	
1	国東自動車学校	自動車学校教習授業料	1	175,000									1	175,000
2	建設課	住宅使用料	1	219,850									1	219,850
3	福祉課	介護サービス負担金	2	233,459									2	233,459
4	上下水道課	水道使用料	4	46,650		1	46,158						5	92,808
5	国東市民病院	医療費	26	695,294									26	695,294
6	社会教育課	公民館使用料				1	17,600						1	17,600
合計			34	1,370,253		2	63,758						36	1,434,011

認定第 1 号

令和 5 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 2 号

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 3 号

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 4 号

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 5 号

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 6 号

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第7号

令和5年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

国東市長 松井督治

認定第 8 号

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第9号

令和5年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

国東市長 松井督治

認定第 10 号

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 46 号

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 47 号

令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 48 号

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 49 号

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号  
介護サービス事業勘定第 1 号)

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号 介護サー  
ビス事業勘定第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 50 号

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 51 号

令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 52 号

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 53 号

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 54 号

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 55 号

国東市手数料条例の一部改正について

国東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市手数料条例の一部を改正する条例

国東市手数料条例(平成18年国東市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第5条中「現金で徴収しなければならない」を「徴収する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 住民サービスの向上のため、一部窓口におけるキャッシュレス決済の導入に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 56 号

国東市立学校設置条例の一部改正について

国東市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松井督治

国東市立学校設置条例の一部を改正する条例

国東市立学校設置条例（平成 18 年国東市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

国東小学校	国東市国東町安国寺 623 番地 2
小原小学校	国東市国東町小原 1468 番地
旭日小学校	国東市国東町綱井 2980 番地 1
安岐中央小学校	国東市安岐町中園 210 番地 1

」

を

「

国東小学校	国東市国東町安国寺 623 番地 2
安岐中央小学校	国東市安岐町中園 210 番地 1

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 小原小学校、旭日小学校を国東小学校に統合するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第57号

## 国東市国民健康保険条例の一部改正について

国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

国東市長 松 井 督 治

### 国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険条例（平成18年国東市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4条の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 58 号

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年国東市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書き中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 中 6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次の 1 項を加える。

5 市長	国東市子ども医療費の助成に関する条例(平成 18 年国東市条例第 133 号)に基づく事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 に次のように加える。

15 市長	国東市子ども医療費の助成に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保
-------	--------------------------------------	---

	険給付関係情報であつて規則で定めるもの
--	---------------------

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に対応するほか、特定個人番号利用事務に国東市子ども医療費の助成に関する条例に基づく事務を追加するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 59 号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

国東市長 松 井 督 治

大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大分県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 1 日指令地行第 2202 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

提案理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、提出する。

諮詢第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国見町

氏 名 伊 美 哲 二

生年月日

令和6年9月3日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和6年12月31日に伊美哲二委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。

諮詢第3号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市武蔵町

氏 名 豊田 富美子

生年月日

令和6年9月3日提出

国東市長 松井督治

提案理由 令和6年12月31日に豊田富美子委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。